

## 二一ズ別保証制度一覧表

保証制度名	対象者	限度額	保証期間	資金使途	貸付利率	保証料率（％）									責任共有	備考
						1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

### 簡易迅速な要件対応型の独自保証制度

ニューアシスト保証	業況及び財務内容に特段の問題がなく、信用保証協会の保証付融資の残高がない方	3,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	対象	
パワーアップ保証	成長が見込まれ、リピート資金が必要な方	1億円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 10年以内 設備 15年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は運転資金に限る
コラボさめき保証	金融機関からの継続的な支援が見込める方（プロパー協調）	（CRD区分7以上） 1億6,000万円 （CRD区分6以下） 8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 10年以内 設備 15年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は運転資金に限る
ステップアップ保証	長期資金が必要な方	1,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした方	500万円	1年間又は 2年間	運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

### 新規に事業を始められる方

創業関連保証	個人による創業及び新たに会社を設立して行う事業に資金が必要な方（開業して5年未満の方を含む）	2,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定									0.85	対象外	
創業等関連保証	個人による創業及び新たに会社を設立して行う事業に資金が必要な方（開業して5年未満の方を含む）	1,500万円 （ただし、開業前については自己資金の範囲内）	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定									0.85	対象外	
【県制度】 新規創業融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む。）	2,000万円 （ただし、開業前については自己資金の範囲内）	運転 5年以内 設備 10年以内	運転資金 設備資金	1.45%								0.58	対象外	県の保証料補給あり
	開業プランサポートタイプ	（公財）かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「創業計画書」に基づき、県内で新たに事業を開始しようとする方	2,000万円 （ただし、開業に必要な資金の80%以内）	運転 5年以内 設備 10年以内	運転資金 設備資金	1.45%								0.58	対象外	県の保証料補給あり
【丸亀市制度】 丸亀市新風融資保証	丸亀商工会議所の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む。）	700万円	5年以内	運転資金 設備資金	1.50%									0.58	対象外	丸亀市の保証料及び利子補給あり

保証制度名	対象者	限度額	保証期間	資金使途	貸付利率	保証料率 (%)									責任共有	備考
						1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

### 小規模事業者の方

ニューアシストS保証	一定の要件を満たす小規模事業者の方	2,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.50 0.30 (セーフティ保証)									対象外	
小口零細企業保証	一定の要件を満たす小規模事業者の方	2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	対象外	
【県制度】 小口零細企業融資保証	県内において事業を営む小規模事業者の方	2,000万円	7年以内	運転資金 設備資金	1.70%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外	
			0.60 (セーフティ保証)													
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証	市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模事業者の方	500万円	6年以内	運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	高松市の保証料及び利子補給あり
						0.60 (セーフティ保証5号又は7～8号)									対象外	
【県・市町協調】 市町小口融資保証 (特産振興小口融資)	県内において事業を営む小規模事業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる	運転資金 設備資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	保証料及び利子補給の有無は市町の定めるところによる
						0.60 (セーフティ保証5号又は7～8号)									対象外	
						0.60 (セーフティ保証1～4号又は6号)										

### 一般的な事業資金が必要な方

普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象		
経営安定関連保証 (セーフティ保証)	業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.75 (5号又は7～8号) 0.85 (1～4号又は6号)									対象 対象外		
【県制度】 経営安定融資	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方	8,000万円	運転 5年以内 設備 10年以内	運転資金 設備資金	1.80%以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
	0.60 (セーフティ保証5号又は7～8号)									対象外							
	短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方	1,000万円	1年以内	運転資金	1.70%以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
							0.60 (セーフティ保証5号又は7～8号)									対象外	
						0.60 (セーフティ保証1～4号又は6号)											
【県制度】 経済変動対策融資	県内で事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内	運転資金	1.40%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象		
			0.60 (セーフティ保証5号又は7～8号)									対象外					
						0.60 (セーフティ保証1～4号又は6号)											
						0.60 (セーフティ保証5号又は7～8号)											
						0.60 (セーフティ保証1～4号又は6号)											

保証制度名	対象者	限度額	保証期間	資金使途	貸付利率	保証料率 (%)									責任共有	備考
						1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

### 資金の反復・継続利用が必要な方

手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
当座貸越（貸付専用型）根保証	一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は 2年間	運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の範囲内でカード・通帳等を用いて繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は 2年間	運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

### 経営者保証を不要とする保証制度

財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
-------------	--------------------------------	-----------------------------	------------------------	--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	--

### インバウンドビジネスの誘致・推進に資する保証制度

インバウンドビジネス推進保証	インバウンド（訪日外国人旅行者）の誘致・推進による新たなビジネスチャンスを創造・活用し、かつ、「インバウンドビジネス推進計画書兼推薦書」を提出できる方	8,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	対象	「インバウンドビジネス推進計画書兼推薦書」が必要
----------------	---	---------	-------	--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	--------------------------

### 瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度

ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書が必要
-------------	--	---------	-------------------------	--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	-----------------------------

### 事業承継の円滑化に資する保証制度

事業承継特別保証	事業承継時において一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	専門家による確認を受けた場合は保証料を軽減
						1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20		

### 金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方

経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 5年以内 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	対象	保証付きの既往借入金を借換える場合は保証期間10年以内
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象	事業再生計画に従って設立される法人も対象
【県制度】 中小企業再生支援融資保証	香川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	1.70%	0.80									対象	「経営改善計画」に従って設立される法人も対象
						1.00									対象外	

### 大規模な経済危機や災害等により影響を受けた方の資金繰り支援のための保証制度

危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象外	国が指定した危機指定期間のみ利用可能
--------	---------------------------------------	-----------------------------	-------	--------------	------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--------------------